## 八十二クイックカードローン規定《経費精算カードローン(随弁式)》

#### 1. (取引の方法等)

(1) 八十二経費精算カードローン取引(以下「本取引」という)は、八十二クイックカードローン・カード(以下「ローンカード」という)の使用による当座貸越取引とし、当行本支店のうちいずれか1か店でのみ開設することができます。

なお、本取引についてはクイックローン通帳(以下「通帳」という)を発行します。

- (2) ローンカードによる借入れおよび返済の取扱いは、別に定める八十二クイックカードローン・カード規定によるものとします。
- (3) ローンカードによらず借入れる場合は、当行所定の当座貸越兼普通預金払戻請求書に、届出の印章により記名押印して通帳とともに提出します。

なお、本取引の当座貸越は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも利用することができるものとします。 ただし、当店以外の店舗で利用する場合は、あらかじめ当店で通帳所定欄に印章を押捺のうえ届出の印鑑との 照合手続をするものとします。

- (4) 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受けを行いません。
- (5) 本取引は、経費の精算に関わる入出金に限るものとします。

また、八十二クイックカードローン契約書(以下「契約書」という)記載の指定口座には貸越金の担保となる定期預金の預入による総合口座取引を行わないこととします。

- (6) 本取引の当座貸越は指定口座の残高(前記第5項の定めにかかわらず指定口座が総合口座取引の場合は、総合口座取引による当座貸越の極度額)を超えて払戻しの請求または、前記第5項の定めにかかわらず各種料金等の自動支払の請求があった場合には、不足額を自動的に貸出し、貸越金を指定口座に入金のうえ払戻しまたは自動支払を行います。
- (7) 指定口座から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (8) 前記第5項の定めにかかわらず総合口座取引による貸越金の担保となる定期預金が預入された(追加預入を含む)場合、本取引による貸越金があるときは、その貸越金は以降、総合口座取引の当座貸越極度額または極度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱うものとします。
- (9) 前記第5項の定めにかかわらず総合口座取引が行われ、その貸越金の担保として預入された定期預金について解約または(仮)差押があったことにより総合口座取引による貸越金残高がその極度額を超えた場合、超えた金額は後記2の極度額の範囲内で、経費精算カードローン取引による貸越金として取扱うものとします。

この場合、後記2の極度額を超える金額があるときは、直ちにその金額を返済するものとします。

(10) 本取引による貸越金の残高がある場合には、指定口座に受入れ(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く)または振込まれた資金(前記第5項の定めにかかわらず振込まれた経費の精算以外の振込資金を含む)は、貸越金残高に達するまで自動的に指定口座から引落し、貸越金の返済にあてるものとします。

なお、前記第5項の定めにかかわらず総合口座取引による貸越金がある場合には、総合口座取引規定にかかわらず、本取引による貸越金から先に返済にあてるものとします。

(11) 当行は、後記2の極度額を超えて貸越をした場合において指定口座に受入れ(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く)または振込まれた資金(前記第5項の定めにかかわらず振込まれた経費の精算以外の振込資金を含む)があるときは、極度額を超える額につき、優先してこの返済に充当することができるものとします。

### 2. (貸越極度額)

- (1) 本取引の貸越極度額は契約書記載の金額のとおりとします。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて前項の貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、この規定が適用されるものとし、その場合には当行から請求がありしだい直ちに極度額超過金額を支払うものとします。
- (3) 当行は、前記第1項にかかわらず本取引の貸越極度額を変更できるものとし、この場合当行は変更後の貸越極度額および変更日を通知します。

#### 3. (契約期限等)

- (1) 本取引の契約期限は、契約日の1年後の応答日(銀行休業日の場合は翌営業日)とします。ただし、契約期限の1か月前までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、契約期限は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 当行が前項の期限延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
- (3) 期限の1か月前までに当事者の一方から契約期限を延長しない旨の意思表示がなされた場合は、次によることとします。
- ① 契約期限の到来により本取引は終了します。
- ② 契約期限までに当座貸越借入元利金全額(以下「債務全額」という)を返済するものとします。
- ③ ローンカードは期限後直ちに取引口座開設店に返却するものとします。
- ④ 契約期限に当座貸越借入元利金がない場合は、契約期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

## 4. (利息・損害金等)

(1) 本取引の当座貸越借入金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に当行所定の利率および方法により計算し、指定口座から引落し、または貸越元金に組入れるものとします。

なお、前記1第5項の定めにかかわらず、総合口座取引による貸越金の利息がある場合には、これを合算のうえ、同様に取扱います。

- (2) 前項の組入れにより当座貸越の極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年18% (年365日の日割計算) とします。
- (4) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

#### 5. (通帳の表示)

- (1) 前記1第6項の場合通帳の支払欄には当座貸越の貸越額と普通預金の払戻額(前記1第5項の定めにかかわらず指定口座が総合口座取引の場合は、総合口座取引の当座貸越を利用した払戻額を含む)は合算して表示するものとします。
- (2) 前記1第10項の場合、通帳には普通預金の支払の記帳および当座貸越の返済の記帳を省略するものとします。
- (3) 通帳の残高欄には、貸越金残高(前記1第5項の定めにかかわらず総合口座取引による貸越金がある場合は、その貸越金残高との合算額)または預金残高のいずれかを示すものとします。

## 6. (期限前の全額返済義務)

- (1) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。

- ② 借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送達されたとき。
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき。
- ⑤ 勤務先である会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- ⑥ 勤務先である会社を退職したとき。
- (2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の請求により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
- ① 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ② 当行との取引約定の一つにでも違反したとき。
- ③ 本取引に関し当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④ 借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録をした電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
- ⑤ 前各号のほか当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 7. (貸越の中止)

(1) 前記6の第1項、第2項の各号の事由が1つでも生じ、本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな当座貸越を受けることができないものとします。

なお、この場合、当行は予めの通知は要しないものとします。

(2) 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、当行はいつでも新たな当座貸越を中止することができるものとします。

#### 8. (解約等)

- (1) 本取引を解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
- (2) 前記6の第1項、第2項の各号の事由が生じたときは、当行はいつでも本取引を解約することができるものとし、この場合直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。

## 9. (差引計算)

- (1) 本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と預金その他当行に対する債権を、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺できるものとします。
- (2) 前項の相殺をする場合は、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、預金その他諸預り金を払戻し、債務の返済に充当することができるものとします。
- (3) 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算は、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。

## 10. (借主からの相殺)

- (1) 支払期にある預金その他当行に対する債権と本取引による債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行へ提出するものとします。
- (3) 前記第1項により相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。

## 11. (充当の順序)

債務の返済または前記9による差引計算の場合は、当行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議を述べることはできないものとします。

#### 12. (借主からの相殺の場合の充当順序)

- (1) 前記10により相殺する場合、当行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、指定された順序方法によって充当するものとします。
- (2) 前項による指定をされなかったときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議を述べることはできないものとします。
- (3) 前記第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短などを考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- (4) 前2項によって当行が充当する場合には、期限未到来の債務については期限が到来したものとして、当行はその順序方法を指定することができるものとします。

#### 13. (危険負担)

(1) 当行に差入れた契約書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済するものとします。

なお、当行から請求があったときは直ちに代りの契約書等を差入れるものとします。

- (2) 本取引において、諸届その他書類の印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、これによって生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
- (3) 本規定による当行の権利の行使もしくは保全に要した費用は負担するものとします。

## 14. (届出事項の変更)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、氏名、住所、印章その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出を怠ったために、当行に最後に届出のあった氏名、住所に宛て当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとします。

### 15. (報告および調査)

- (1) 当行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2) 信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

#### 16. (合意管轄)

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。

- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前記第2項と同様書面によって届け出るものとします。
- (4) 前記第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、直ちに書面によって届け出るものとします。
- (5) 前記第4項の届出の前に生じた銀行の損害については借主が負担するものとします。

#### 18. (個人信用情報センターへの登録)

- (1) 本取引についての貸越極度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中および本取引による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、当行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
- (2) 次の各号の事実が発生したときは、各号に定める期間その事実について前項(1)と同様に登録し、利用することができるものとします。
- ① 本取引による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、返済した日から5年を超えない期間。
- ② 本取引による債務について保証会社等第三者から当行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより当行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。

#### 19. (公正証書作成義務)

借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証 書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。

#### 20. (反社会的勢力の排除)

- (1) 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (2) 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、この契約による債務のほか銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- (4) 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益

が失われたものとします。

- (5) 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- (6) 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
- (7) 借主は、この契約にもとづく債務のほか、借主が関わる銀行との間の他の契約にもとづく既存の債務が存在する場合はその全てについて、前6項の規定が最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存債務に適用されていた約定中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前6項の規定のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前6項の規定が新たに遡って適用されるものとします。また、既存債務に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとします。

# 21. (規定の変更)

この規定の内容を変更する場合(ただし、前記4第4項により利率および損害金の割合が変更される場合を除く)、当行はあらかじめ変更内容および変更日を書面で通知します。この場合変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。

以上